

「児童手当等の支給に関する作業委託」

業者選定実施要領兼説明書

<配布資料>

- ・実施要領兼説明書（本書）
- ・様式 1_参加表明書
- ・様式 2_質問表兼回答書
- ・様式 3_提案書作成項目
- ・様式 4_作業体制
- ・様式 5_受託実績
- ・様式 6_参加辞退届

令和7年12月9日

世田谷区子ども・若者部
子ども家庭課

1. 概要

(1) 契約予定件名

児童手当等の支給に関する作業委託

(2) 目的

世田谷区の児童手当等支給事務を適正に行うため、各帳票の処理作業等、一連の業務を正確に、迅速に、かつ効率的に行う

(3) 業務内容

①児童手当等各種通知書等作成及び発送作業

②児童手当現況届等作成作業

③児童手当電話対応業務

④児童育成手当現況届作成及び発送作業

⑤児童扶養手当現況届作成及び発送作業

⑥児童扶養手当証書作成及び発送作業

※詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

(4) 履行期間

契約の日（令和8年4月1日予定）から令和11年3月31日まで

※契約は単年度ごととし、令和9年度以降の契約については各年度における本事業の予算配当があり、かつ前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 対象世帯総数

約77,000世帯

※件数は各業務内容によって異なる。詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

2. 提案限度価格

令和8年度 50,886,550円（消費税込み）

3. プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件業務は、世田谷区の児童手当等支給事務を適正に行うため、受給者宛の通知等の印刷・印字・封入封緘業務、各帳票の処理業務（仕分け、納品等）、電話対応業務といった一連の業務を事業者に委託するものである。

本件業務の受託者は、児童手当等の各種制度及び業務に対する理解、世帯状況や所得により高度に細分化されたデータを適切に処理できる技術力、各受給者からの問合せに対し適切に案内ができる知識及び対応力に加え、個人情報等を適正に管理・保護できる体制を有していることが必須である。受託者の能力が事務の成果に重大な影響を及ぼすことから、事業者の実施体制や履行能力、実績等を勘査した上で受託者を選定する必要があるので、プロポーザル方式を採用するものとする。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和2年度以降、人口40万人規模以上の地方自治体において児童手当現況届等処理作業と同種の業務又は類似業務について受託実績があること。
- (6) プライバシーマークまたはISMS認証を取得している（取得申請中を含む）か、もしくは自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (7) データプリント、封入・封緘等の各作業において、事業の中止を引き起こすような災害発生を想定し、受託者は早期復旧を図るための事業継続計画（BCP）を策定済みであること。
- (8) 「児童手当等の支給に関する作業委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員会の構成員は、下記のとおり。

委員長 世田谷区子ども若者部長 松本 幸夫
委 員 世田谷区子ども家庭課長 虎谷 彰子
委 員 世田谷区子ども家庭課子ども医療・手当担当係長 牧野 利香
委 員 世田谷区子ども家庭課子ども医療・手当担当係長 高橋 千栄

5. 選定スケジュール

令和7年12月 9日	公告
12月22日	参加表明書提出締め切り
令和8年 1月 13日	質問票提出締め切り
1月 29日	提案書提出締め切り
1月 30日	審査開始
2月 4日	審査結果通知発送
2月 6日	契約に向けた打ち合わせ開始

6. 参加表明書の提出方法

(1) 提出書類

「様式1_参加表明書」及び「参加表明書別紙」

(2) 提出期限

令和7年12月22日 午後5時必着

(3) 提出先及び提出方法

下記「14. 担当」あてに持参又は郵送すること。

7. 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行なわず、参加資格の確認のみを行なう。

8. 質問表の受付及び回答方法

(1) 質問方法

区担当者より送付するファイル共有サービスの指定 URL へ「様式 2_質問表兼回答書」をアップロードすること。なお、当該 URL は「様式 1_参加表明書」の連絡先に記載されたメールアドレス宛てに送付するため、留意すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 1 月 13 日 午後 5 時まで

(3) 回答方法

公平を期すため、質問内容をとりまとめのうえ全参加表明者に対して回答する。なお、回答については区担当者より別途送付するファイル共有サービスの指定 URL よりダウンロードすること。

(4) 回答予定日

令和 8 年 1 月 15 日

9. 提案書の受付方法

(1) 提出書類

下記①～④については、全て正本と副本を作成すること。また、副本には提案者を容易に特定できる情報を表紙・本文ともに記載しないこと。

①提案書

- ・別紙「仕様書」を参照のうえ、1. 概要（3）の作業について具体的なサービス内容及び実施方法を記載すること。
- ・実施方針、実施計画、業務フロー及び個人情報保護に関する管理体制を記載すること。
- ・A4 判で作成し、合計 30 ページ以内とすること。
- ・提案書の表紙には、以下の項目を記載すること。

宛 名：世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

タイトル：児童手当等の支給に関する作業委託提案書

②様式 3_提案書作成項目

- ・各作業分野について、提案の概要及び提案書内の該当ページ等を記載すること。

③様式 4_作業体制

- ・当業務を実施するにあたっての要員配置を具体的に記載すること（必要項目が充足されている場合は任意の様式でも可）。

④様式 5_受託実績

- ・令和 2 年度以降の児童手当現況届やその他事業の届書等印刷、封入・封緘等の受託実績を記載すること（必要項目が充足されている場合は任意の様式でも可）。

⑤見積書

- ・A4 判で作成すること。
- ・6 分野の業務ごとの作業の内訳、税抜き単価、件数を記載し、税抜き総額及び消費税（10%）を含めた税込み総額を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年1月29日 午後5時必着

(3) 提出方法

区担当者より送付するファイル共有サービスの指定URLへアップロードすること。

なお、当該URLは「様式1_参加表明書」の連絡先に記載されたメールアドレス宛てに送付するため、留意すること。

10. 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務の実行能力

- ・作業処理方法全般の妥当性
- ・作業の計画性
- ・作業体制
- ・作業方法の具体性
- ・作業の正確性
- ・作業の迅速性

(2) リスクとその対処方法

- ・情報保護に関する社内の管理体制
- ・業務における情報保護の確実性

(3) 事業実施における総合的な経済性

- ・作業コストの経済性

(4) 業務を安定的に遂行する能力

- ・児童手当等現況届、同種又は類似業務の実績の内容

(5) 業務実施方針及び手法

- ・説明書の理解度
- ・事業実施計画の妥当性

(6) 見積額の妥当性

- ・提案限度額との整合性

11. 提案書の審査方法

提案書の審査は、区職員で構成する「児童手当等の支給に関する作業委託事業者審査委員会」及び同検討部会で行う書類審査のみとする。一同に会したプレゼンテーションは実施しないが、審査の過程で疑義が生じた場合など、担当者より提案者に照会を行うことがある。

なお、審査においては、提案書と見積書の内容により上記「11. 提案書を特定するための評価基準」の評価基準に基づき総合的に評価し、最も優れた提案を選択することとする。

12. 審査結果の通知

(1) 結果通知発送予定日

令和8年2月4日

(2) 通知方法

郵送により通知する。

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 契約締結時には契約書の作成を要する。
- (4) 本件業務に直接関連する他の委託契約であっても、本件業務の契約相手方との随意契約により締結することを予定するものではない。
- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は契約相手方となる候補者を選定するためものであり、業務の仕様については選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。契約時の仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 透明性及び公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の事業者名及び提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があること、選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して不当な働きかけを行ったこと、その他選定に関して不正行為や公序良俗に反する行為を行ったことが判明した場合、その提案は無効とする。
- (10) 本件は単年度で予定価格2,000万円以上となるため、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。別紙「労働報酬下限額について」を確認のうえ、基準額を下回らないよう留意すること。
- (11) その他詳細は説明書を参照すること。
- (12) 本案件は令和8年度契約の準備行為であり、本契約の締結は令和8年度予算の配当を条件とするため、契約自体が締結されない可能性があること、また予定価格等に変更が生じる可能性があることについて、事業者が予め了承していることを前提として実施するものとする。

14. 担当

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33
場所：世田谷区役所本庁舎 西棟3階304番窓口
電話：03-5432-2309